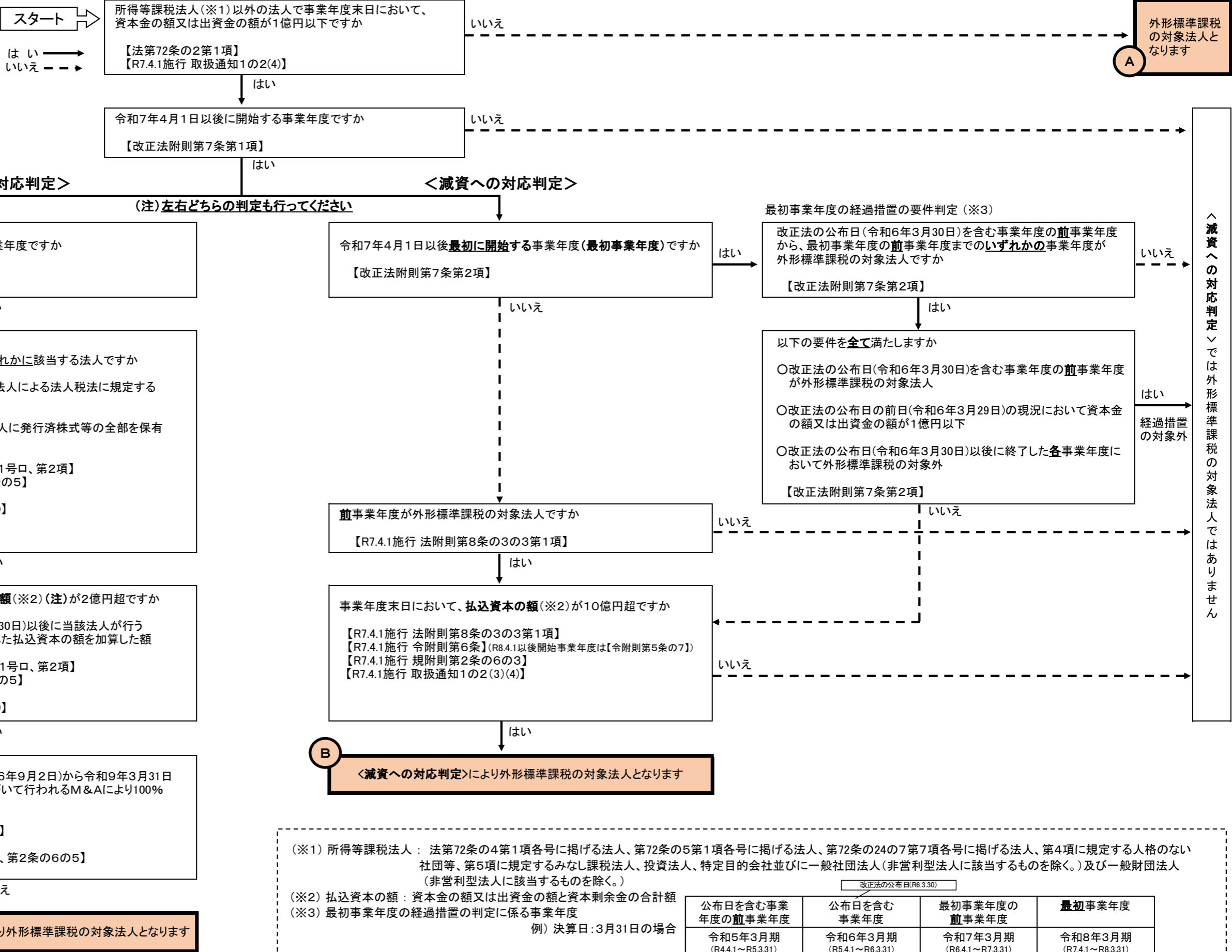


外形標準課税の対象法人の判定

- ・ A又はB・Cのいずれかに該当する場合、外形標準課税法人の税率が適用されます。
- ・ 各要件の詳細につきましては記載している条文等を御参照ください。



(※1) 所得等課税法人： 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

(※2) 払込資本の額： 資本金の額又は出資金の額と資本剰余金の合計額
(※3) 最初事業年度の経過措置の判定に係る事業年度
例) 決算日:3月31日の場合

改正法の公布日(R6.3.30)	公布日を含む事業年度	公布日を含む事業年度	最初事業年度の前事業年度	最初事業年度
	令和5年3月期 (R4.4.1～R5.3.31)	令和6年3月期 (R5.4.1～R6.3.31)	令和7年3月期 (R6.4.1～R7.3.31)	令和8年3月期 (R7.4.1～R8.3.31)
	← 公布日以後に終了した各事業年度 →			
	← 公布日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度 →			

(※4) 特定法人： 払込資本の額(※2)が50億円を超える法人(法第72の2第1項第1号口に掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(外国相互会社を含む。)なお、特定法人に該当する場合は、当該子法人等の事業年度末日以前に最後に終了した事業年度末日(終了の日がない場合には、親法人の設立の日)において判定する。

(※5) 一定の配当等： 外形標準課税の判定の対象となる法人について、令和6年3月30日以後に、特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある、又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている場合において、当該法人が行う、資本剰余金の額の減少を伴う剰余金の配当又は出資の払戻しをいう。なお、一定の配当等は、配当等を行った事業年度だけでなく、以後の各事業年度においても払込資本の額に加算されることとなる。

(※6) 特例措置の対象期間： 認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで

凡例)
「法」: 地方税法 「令」: 地方税法施行令 「規」: 地方税法施行規則
「改正法」: 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)
「取扱通知」: 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係) 第3章